

市・都民税の申告と 所得税の確定・還付申告



民年金の保険料や国民年金基金の掛金などの控除を受ける場合は、証明書、領収書などの添付が必要です。

土地・家屋、株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税については、青梅税務署で必ず期間内に申告してください。

期間・場所
2月1日(月)～3月15日(月)
(土曜・日曜日、祝日、2月3日(水)～5日(金)を除く)：市役所

市・都民税の申告と所得税の確定・還付申告は、平成21年中の収入などを申告していただくものです。給与所得者で「年末調整」が終わっていない方、年金受給者で公的年金受給額が一定額(年齢65歳未満の方は108万円、年齢65歳以上の方は158万円)を超える方や、源泉徴収(振り込み時に所得税を天引き)されている方は、確定申告で1年間の税金を精算する必要があります。

生命保険、地震保険、国

新型コロナウイルス感染症ワクチンの新たな接種対象者と接種開始日

接種対象者 中学生と高校生に相当する年齢の方
接種回数 1回(中学1年生に相当する年齢の方で、接種日に13歳になっていない方は2回)

マイホームを新築・購入、増改築などした方で、住宅借入金等特別控除を初めて申告する方は、青梅税務署へ申告するか、青梅税務署の確定申告出張相談日を利用してください。

個人住民税の住宅ローン特別控除が創設

平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築増改築した住宅に居住し、所得税の住宅ローン控除の適用がある方は、次のうちどちらか小さい方の額が個人住民税の所得割から控除されます。

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額
所得税の課税総所得金額等の額の5割(上限9万7500円)

確定申告は インターネットで

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の税務署に出かけなくても、国税の申告や納税が自宅やオフィスでできる便利なサービスです。

すでに接種開始となっている対象者(引き続き接種可能な対象者)は、妊娠している方、基礎疾患がある方、1歳から小学校6年生に相当する年齢までの方、1歳未満の乳児の保護者などです。

接種開始日 1月9日(土)問合せ 健康課予防係(直通558・119)

以降は年末調整などで住宅ローン控除が適用されますので、市役所への申告は不要です。

市民税・都民税
住宅借入金等特別控除額
控除申告書の提出が
不要になりました

住民税の住宅ローン控除の計算方法が一本化されたため、昨年まで市役所へ申告していただいた「市民税・都民税住宅借入金等特別控除申告書」の提出は原則不要となりました。

医療費控除を申告する方
本人が生計が同じ配偶者その他の親族のために、平成21年中に実際に支払った医療費が一定金額以上あるときは、医療費控除として

詳しくはe-Taxホームページかヘルプデスクでご確認下さい。

e-Taxで所得税の申告をする
最高5000円の税額控除ができます(本控除の適用は、平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回です)。

添付書類の提出を省略できます(申告期限から3年間、書類の提出を求められる場合があります)。

電子証明書の取得
ICカードリーダーライターの用意(手数料や費用がかかります)。

所得から差し引かれる金額の対象となります。未払いの医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

青梅税務署職員と
税理士による
確定申告出張相談

給与、年金、事業所得者を対象に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います(譲渡所得、贈与税の相談は受け付けません)。

期間・場所
2月2日(火)～五日市出張所
2月3日(水)～4日(木)～5日(金)：中央公民館

受付：午前9時～11時、午後1時～3時
相談：午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

問合せ 青梅税務署(0428・22・3185)

要介護認定を受けている方
障害者控除の
対象範囲を拡大

所得税や市・都民税の申告の際に「障害者控除対象者認定書」を添付することによって、本人がその扶養者が、障害者(特別障害者)控除を受けることができます。

平成20年分までは、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上で、寝たきり状態の方のみ特別障害者控除の対象でしたが、

所得税について：青梅税務署(0428・22・3185)

電子申告利用の方へ
平成20年分を電子申告(電子送信)だけでなく、国税庁ホームページなどパソコンで作成した画面提出した場合も含む)を利用して確定申告をした方には、青色決算書と確定申告書などを送付しません。

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法によって税理士資格のない人はできません。

問合せ 青梅税務署(0428・22・3185)

問合せ 青梅税務署(0428・22・3185)

問合せ 青梅税務署(0428・22・3185)

平成21年分からは、普通障害者も認定書の交付対象者として範囲を拡大しました。

次のすべての条件に該当する方は、要介護認定の認定調査票、または主治医意見書の内容を確認のうえ、基準該当者には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

65歳以上で、要介護認定を受けている方
身体障害者手帳などの交付を受けていない方
要介護認定の「認定調査

めざせ健康あきる野21 健康情報「健やか」(22)

子どもの健康を守る
(予防接種)

子どもが母親からもらった病気に対する抵抗力(免疫)は、そのほとんどが1歳までに自然に失われます。そのため、この時期を過ぎたら、子ども自身で免疫を作って病気を予防する必要があります。

定期の予防接種(決められた年齢内であれば、公費で受けられるもの)

BCG：結核の予防
ポリオ：小児マヒの予防
三種混合：ジフテリア、破傷風、百日せきの予防
麻疹
風しん

「主治医意見書」で、日常生活自立度の判定が一定基準である方
問合せ 高齢者支援課 介護認定係

老齢年金を受けている方へ源泉徴収票が郵送されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象になります。

日本年金機構から、平成21年の年金の支払総額や源泉徴収額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が、所得税を源泉徴収



任意の予防接種(自費で受けるもの)

インフルエンザ：発熱、せき、のどの痛み、頭痛、嘔吐、下痢など。ワクチンで完全に予防できるとは限らないが、重症化を防ぐ効果がある。

水ぼうそう：発疹で始まり、発熱、食欲不振などの症状が出る。

インフルエンザ菌b型(HIb)：乳幼児に髄膜炎、敗血症、喉頭蓋炎、肺炎など、重い病気を起こすことのある細菌

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際に必要となりますので大切に保管してください。

問合せ 源泉徴収票が届かない、紛失などの再発行、相談は
ねんきんダイヤル(0570・05・1165、IP電話・PHS 03・6700・1165)
青梅年金事務所(代表0428・30・3410)